

第26回定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年3月27日（金曜日）
午後1時00分（受付開始 正午予定）

場所

東京都港区六本木六丁目4番1号
六本木ヒルズハリウッドビューティープラザ5階
ハリウッド大学ホール

※会場が前回と異なっておりますので、
ご注意ください。

決議事項

- 第1号議案
定款一部変更の件（1）
- 第2号議案
定款一部変更の件（2）
- 第3号議案
定款一部変更の件（3）
- 第4号議案
監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第5号議案
監査等委員である取締役4名選任の件



議決権行使のお願い

「議決権行使書面」に表示のスマート行使専用QRコードをスマートフォンで読み取るだけで簡単に行使サイトにログインいただけます。
株主総会にご出席されない場合は、インターネット又は郵送（議決権行使書）にて、お早めの議決権行使をお願いいたします。

証券コード：3656
2026年3月5日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

KLab株式会社

代表取締役社長 真田 哲弥

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第26回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

株主総会資料掲載ウェブサイト

(<https://d.sokai.jp/3656/teiiji/>)



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日(木曜日)午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記4頁から5頁までをご覧ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。詳細は、後記6頁から7頁までをご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目4番1号
六本木ヒルズハリウッドビューティープラザ5階
ハリウッド大学ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- (1)第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2)第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 定款一部変更の件（3）
- 第4号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. ご案内

代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有するほかの株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~

1. 当日ご出席される場合は、開会間際等混雑しやすい時間帯を避け、ご来場くださいますよう、お願い申し上げます。受付開始時刻は、正午を予定しております。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
3. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
  - ・ 連結計算書類に関する事項のうち、連結注記表
  - ・ 計算書類に関する事項のうち、個別注記表
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
- (3) **議決権の行使期限は、2026年3月26日（木曜日）午後6時30分受付分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。**
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (6) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

#### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上



議案に  
ご賛同いただける場合

|           |            |
|-----------|------------|
| 第●号<br>議案 | (下の候補者を除く) |
| 賛         |            |
| 否         |            |

議案に  
反対される場合

|           |            |
|-----------|------------|
| 第●号<br>議案 | (下の候補者を除く) |
| 賛         |            |
| 否         |            |

議案に  
一部反対される場合

|           |               |
|-----------|---------------|
| 第●号<br>議案 | (下の候補者を除く)    |
| 賛         | 反対する候補者の番号を記入 |
| 否         |               |

修正する場合

|              |            |
|--------------|------------|
| 第●号<br>議案    | (下の候補者を除く) |
| 賛            |            |
| <del>否</del> |            |

このような場合は**無効**となります

- ・賛成、反対の両方に○を付けた場合
- ・議案への賛否が不明確な場合

|           |            |
|-----------|------------|
| 第●号<br>議案 | (下の候補者を除く) |
| 賛         |            |
| 否         |            |

|              |            |
|--------------|------------|
| 第●号<br>議案    | (下の候補者を除く) |
| <del>賛</del> | 賛          |
| <del>否</del> |            |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案の理由

今後の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める当会社の事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                           | 変 更 案                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                  | （目的）<br>第2条 （現行どおり）                                                                                                                |
| （1）<br>～ （条文省略）                                   | （1）<br>～ （現行どおり）                                                                                                                   |
| （5）                                               | （5）                                                                                                                                |
| （6） <u>コンピュータに関連する人材育成のための教育事業、セミナー・研究会等の運営業務</u> | （6） <u>教育事業及びセミナー・研究会等の運営、調査及び研究並びに教材・ソフトウェアの開発及び提供、並びにこれらのコンサルティング</u>                                                            |
| （7）<br>～ （条文省略）                                   | （7）<br>～ （現行どおり）                                                                                                                   |
| （23）<br><br>（新設）                                  | （23）<br><br>（24） <u>データセンター施設の電力インフラ、クラウドコンピューティング・ブロックチェーン等の先端技術を活用した施設・インフラの構築、運営、保守、保有、売買、運用及び投資並びに高性能コンピューティング環境の提供、保守及び管理</u> |
| （新設）                                              | （25） <u>生成AIを含む人工知能技術の研究、開発、設計、運用、保守、販売、ライセンス提供、教育プログラムの提供、データ分析、業務効率化支援、政策提言、情報発信並びにこれらの受託及びコンサルティング</u>                          |
| （新設）                                              | （26） <u>投資事業</u>                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                      | 変 更 案                                                                                                              |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                         | (27) <u>有価証券等の金融商品，暗号資産・トークン等のデジタル資産，金・動産・不動産等の実物資産及びこれらに類する資産の取得，保有，投資，売買，仲介，販売代理，管理，賃貸借，保守，及び運用並びにこれらを活用した事業</u> |
| (新設)                         | (28) <u>暗号資産及びブロックチェーンに関する業務</u>                                                                                   |
| (新設)                         | (29) <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業並びに資金決済に関する法律に規定する資金移動業及び暗号資産交換業</u>                                                    |
| (24) 前各号に附帯関連する一切の業務<br>(新設) | (30) (現行どおり)<br>(31) その他適法な一切の事業                                                                                   |

## 第2号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

当会社の発行可能株式総数は、93,618,000株ですが、2026年2月11日現在の当会社発行済株式総数は78,604,200株となっております。将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当会社の発行可能株式総数を93,618,000株から314,416,800株に増加させるものであります。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                        |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| （発行可能株式総数）<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>93,618,000株</u> とする。 | （発行可能株式総数）<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>314,416,800株</u> とする。 |

### 第3号議案 定款一部変更の件（3）

#### 1. 提案の理由

「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるように、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、第12条第2項は、本定時株主総会での決議に加え、当会社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けたとき又は本定時株主総会において本議案が承認されたときのいずれか遅い時点から効力発生するものとし、その旨の附則を併せて設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（招集）<br/>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>（新設）</p> | <p>（招集）<br/>第12条（現行どおり）</p> <p><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>                                                            |
| <p>（新設）</p>                                                                                        | <p>（附則）<br/><u>1 変更後定款第12条第2項の新設は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u></p> |

## 第4号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名は任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大及び経営監督機能の強化を図るため、3名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、指名報酬委員会へ諮問し、その答申を受けて決定し、監査等委員会から全ての取締役候補者が適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | きなだ てつや<br><b>真田 哲弥</b><br>(1964年9月10日生)<br>再任     | 1998年9月 (株)サイバード設立 取締役副社長<br>2001年3月 当社代表取締役社長CEO<br>2018年3月 当社代表取締役会長兼社長CEO<br>2019年3月 当社取締役会長<br>2022年4月 (株)BLOCKSMITH&Co. 代表取締役社長(現任)<br>2025年3月 当社代表取締役社長CEO(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>(株)BLOCKSMITH&Co. 代表取締役社長                    | 2,340,300株 |
| 2     | いがらし ようすけ<br><b>五十嵐 洋介</b><br>(1973年10月13日生)<br>再任 | 2000年2月 ヴィジョンアーツ(株) (現ソニークローバルソリューションズ(株)) 入社<br>2003年8月 当社入社<br>2005年6月 当社取締役<br>2009年9月 当社執行役員C00<br>2012年9月 当社取締役副社長C00<br>2018年3月 当社代表取締役副社長C00<br>2019年3月 当社代表取締役副会長<br>2025年3月 当社取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>可来软件开发(上海)有限公司 董事長 | 201,000株   |
| 3     | たか たかず ゆき<br><b>高田 和幸</b><br>(1978年8月20日生)<br>再任   | 2002年4月 (株)日本経営入社<br>2008年6月 ベリングポイント(株) (現PwCコンサルティング合同会社) 入社<br>2010年9月 当社入社<br>2012年4月 当社経営管理部長(現任)<br>2012年9月 当社執行役員<br>2014年3月 当社取締役経営管理部長兼IR室長<br>2015年3月 当社常務取締役CFO<br>2019年3月 当社専務取締役CFO<br>2025年3月 当社取締役CFO(現任)           | 114,600株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | なかねよしき<br>中根 良樹<br>(1975年3月10日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</span>                                                                               | 1999年4月 日本電信電話(株)(現NTT(株))入社<br>2005年4月 当社入社<br>2009年9月 当社執行役員<br>2010年9月 当社第1開発部長<br>2013年8月 当社スタジオマネジメント部長<br>2014年4月 当社品質管理部長<br>2016年6月 当社クリエイティブ部長<br>2019年3月 当社取締役(現任)                              | 88,600株        |
| 5     | はらだりゅうすけ<br>原田 隆介<br>(1986年2月13日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span>                                                                             | 2010年3月 FinEdge Financial Services入社<br>2012年6月 PayWave Digital Bank入社<br>2015年1月 NovaPay Technologies入社                                                                                                  | —              |
| 6     | シェイク・サレム・<br>カリード・フマイ<br>ド・モハメド・<br>アル・カシミ<br>(Sheikh Salem Khaled<br>Humaid Mohamed Alqasemi)<br>(1981年1月6日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span> | 2008年1月 アラブ首長国連邦政府内務省警察<br>庁入庁(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>アラブ首長国連邦政府内務省警察庁職員                                                                                                                                | —              |
| 7     | やまだしんたろう<br>山田 親太郎<br>(1986年7月10日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span>                                                                            | 2006年7月 モデルとして芸能活動を開始<br>2007年7月 俳優として活動<br>2018年7月 (株)ナハト設立 取締役(現任)<br>2020年11月 (株)SHIP代表取締役(現任)<br>2021年3月 (株)genuInely設立 代表取締役(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>(株)ナハト取締役<br>(株)SHIP代表取締役<br>(株)genuInely代表取締役 | 10,700株        |

- (注) 1. 取締役候補者である真田哲弥氏は、(株)BLOCKSMITH&Co. (以下「BLS」といいます。)の代表取締役社長であり、当該会社と当社との間には、次の取引があります。その他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
【2025年1月1日～2025年12月31日までの期間】(消費税等別)  
BLSから当社に対するBLSのゲーム開発・運営等の業務の委託等の取引：21百万円  
当社からBLSに対する当社新規事業の委託等の取引：31百万円
2. シェイク・サレム・カリード・フマイド・モハメド・アル・カシミ氏(以下「シェイク・サレム氏」といいます。)及び山田親太郎氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、各候補者が選任された場合、各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 取締役候補者である真田哲弥氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社シックスセンツホールディングスが保有する株式を含めて記載しております。
4. 各取締役候補者の選任理由は以下のとおりです。

- (1) 真田哲弥氏は、当社創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、学生時代より数々のベンチャー企業を設立し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定に重要な役割を果たしております。このような経験及び知識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 五十嵐洋介氏は、当社入社以来、研究開発部門、人事、海外子会社の統括を歴任するなど国内外の企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 高田和幸氏は、当社入社以来、株式公開準備、M&A、財務戦略等に従事しており、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (4) 中根良樹氏は、当社入社以来、研究開発部門及びプロジェクトマネジメントの責任者、海外子会社のヴァイスプレジデント等の要職を歴任し、当社の主力事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (5) 原田隆介氏は、金融ITシステム及び仮想通貨関連事業における豊富な事業経験と技術知識を有しております。このような経験及び見識は、当社の暗号資産・ゴールド等を活用した財務戦略において当社の価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (6) シェイク・サレム氏は、アラブ首長国連邦カシム家ロイヤルファミリーの殿下であります。当社のアラブ首長国連邦を始めとした中東戦略において、重要な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、アラブ首長国連邦王家との関係構築及び当社の事業展開に大きく寄与することが期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  - (7) 山田親太郎氏は、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）マーケティングの会社を創業し、インターネット及びSNSでのマーケティングにおいて豊富な事業経験及び幅広い知識を有しております。当社のゲーム事業及び新規事業におけるマーケティング戦略のアドバイザーとしての役割を果たすことが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 本定時株主総会において、シェイク・サレム氏及び山田親太郎氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づく職務遂行に起因して株主代表訴訟等が提起された場合に会社又は第三者に対して被保険者が負担する賠償責任額、和解金及び弁護士費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員でない取締役を選任、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該保険契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

【ご参考】 監査等委員でない取締役候補者のスキル・マトリックス

|              | 企業経営 | ゲーム企画<br>・運営 | ゲーム開発<br>・技術研究 | マ ー ケ<br>テ ィ ン グ | 財 務 ・<br>会 計 | ガバナンス<br>・リスクマ<br>ネジメント | 法務 | 人事・<br>労務 |
|--------------|------|--------------|----------------|------------------|--------------|-------------------------|----|-----------|
| 真田 哲弥        | ○    | ○            |                | ○                |              | ○                       |    |           |
| 五十嵐 洋介       | ○    |              | ○              |                  |              | ○                       |    | ○         |
| 高田 和幸        | ○    |              |                |                  | ○            | ○                       | ○  |           |
| 中根 良樹        | ○    |              | ○              |                  |              | ○                       |    |           |
| 原田 隆介        | ○    |              |                |                  | ○            |                         |    |           |
| シェイク<br>・サレム |      |              |                | ○                |              | ○                       |    |           |
| 山田 親太郎       | ○    |              |                | ○                |              |                         |    |           |

## 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となりますので、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 井上昌治<br>(1961年7月29日生)<br><br>再任 | 1984年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行<br>2000年4月 弁護士登録(現任)<br>2008年4月 当社社外監査役<br>2009年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現任)<br>2016年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2016年4月 (株)SKIYAKI(現スペースシャワーSKIYAKIホールディングス(株))社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2017年7月 (株)ザッパラス社外取締役<br>2017年11月 アララ(株)(現ペイククラウドホールディングス(株))社外取締役(監査等委員)(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>弁護士 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル パートナー<br>ペイククラウドホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)<br>スペースシャワーSKIYAKIホールディングス(株)社外取締役(監査等委員) | 15,200株        |
| 2     | 村上寛<br>(1969年10月11日生)<br><br>新任 | 1992年4月 東レ(株)入社<br>1996年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所<br>第一東京弁護士会所属<br>(1996年登録 48期)<br>2002年8月 Pills bury Winthrop(New York)<br>(現 ピルズベリーウィンストロップ<br>ショウピットマン総合法律事務所)<br>入所<br>ニューヨーク州弁護士(2003年登録)<br>2003年8月 弁護士法人大江橋法律事務所入所(現任)<br>2015年6月 あんしん保証(株)社外取締役(監査等委員)(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所所属                                                                                                             | -              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | やまぐち ようすけ<br><b>山口 要介</b><br>(1979年3月26日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>      | 2007年9月 北浜法律事務所・外国法共同事業入所<br>2011年7月 ㈱大阪証券取引所(現日本取引所自主規制法人)出向<br>2016年8月 岩谷・村本・山口法律事務所共同パートナー(現任)<br>2018年12月 クリングルフーマ㈱社外監査役(現任)<br>2020年4月 akippa㈱社外監査役(現任)<br>2021年12月 ㈱フィットクルー社外監査役<br>2022年7月 ㈱センターモバイル社外監査役<br>[重要な兼職の状況]<br>岩谷・村本・山口法律事務所 共同パートナー<br>クリングルフーマ㈱社外監査役<br>akippa㈱社外監査役 | —              |
| 4     | う え だ け ん じ<br><b>上 田 健 二</b><br>(1983年12月14日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 2002年4月 株式会社宝不動産 入社<br>2011年4月 寝屋川市議会議員<br>2015年4月 大阪府議会議員(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>大阪府議会議員                                                                                                                                                                                                   | —              |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上昌治氏、村上寛氏、山口要介氏及び上田健二氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、各候補者が選任された場合、各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 井上昌治氏は、本定時株主総会終結の時まで当社の社外取締役(監査等委員)を10年務め、弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 村上寛氏は、上場企業の社外取締役(監査等委員)を10年務め、弁護士としての専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 山口要介氏は、上場企業を含む複数の企業の社外取締役(監査等委員)及び監査役を務め、弁護士としての専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役候補者とするものであります。
6. 上田健二氏は、市議会議員及び府議会議員を10年以上務め、大阪府議会議員としての政策及び法制度の専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役候補者とするものであります。同氏は社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
7. 当社は井上昌治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当社は、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本定時株主総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また当社は、村上寛氏、山口要介氏、及び上田健二氏の監査等委員である取締役としての選任が承

認められた場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づく職務遂行に起因して株主代表訴訟等が提起された場合に会社又は第三者に対して被保険者が負担する賠償責任額、和解金及び弁護士費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役を選任、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該保険契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

**【ご参考】 監査等委員である取締役候補者のスキル・マトリックス**

|       | 他社での<br>経営経験 | 財務・会計 | ガバナンス・<br>リスクマネジメント | 法務 |
|-------|--------------|-------|---------------------|----|
| 井上 昌治 | ○            | ○     | ○                   | ○  |
| 村上 寛  | ○            |       | ○                   | ○  |
| 山口 要介 | ○            |       | ○                   | ○  |
| 上田 健二 |              |       | ○                   |    |

# 事業報告

(自 2025年1月1日)  
(至 2025年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 連結業績概況

|                     | 前連結会計年度    | 当連結会計年度    | 前連結会計年度比<br>増減率 |
|---------------------|------------|------------|-----------------|
| 売上高                 | 8,306,355  | 6,856,276  | △17.5%          |
| 営業利益                | △1,342,143 | △1,304,256 | —               |
| 経常利益                | △1,280,364 | △1,421,088 | —               |
| 税金等調整前<br>当期純利益     | △2,164,932 | △4,050,581 | —               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | △2,782,986 | △4,176,818 | —               |

(注) △印は、損失を示しております。

当社グループは、マンガやアニメなどのIPを用いたモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営を主軸として事業を展開しております。

当連結会計年度においては、既存タイトルである『BLEACH Brave Souls』及び『キャプテン翼 ～たたかえドリームチーム～』の安定運用による売上高の確保に努めつつ、2026年リリース予定の新作タイトル『ドラゴンクエストスマッシュグロウ』及びTVアニメ『僕のヒーローアカデミア』のIPを活用したタイトルの新作開発に注力しました。

『BLEACH Brave Souls』は、タイトル10周年のアニバーサリーイヤーであったことから、年間を通してプロモーション及び多様なキャンペーンを積極的に展開し、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーや復帰ユーザーへの還元等に努めました。これらの施策により期初から順調に推移していたものの、特に海外ユーザーの減衰の影響により、期末にかけては軟調な推移となりました。

『キャプテン翼 ～たたかえドリームチーム～』においても、新規商材の販売などを通じて売上高の確保に努めたものの、一定の減衰が継続し、年間を通して軟調な推移となりました。

期首に公表した新たな経営戦略の一環として、収益のボラティリティが大きいゲーム事業への依存からの脱却を図るべく、GPU AIクラウド事業及び総合AIエン

タテインメント事業を立ち上げております。このうち、GPU AIクラウド事業においてGPUサーバーの販売が堅調に推移したことから、その他の売上高は490,736千円（前期比591.8%の増加）となり、売上に寄与しました。

費用面においては、全社的なコストコントロールを継続しつつ、オフィスの縮小移転及び希望退職者の募集による人員削減を実施し、固定費の大幅な縮小を図りました。

以上の結果、売上高は6,856,276千円（前期比17.5%の減少）、営業損失は、1,304,256千円（前期は営業損失1,342,143千円）、経常損失は1,421,088千円（前期は経常損失1,280,364千円）となりました。

特別利益については、有価証券を複数銘柄売却したことに伴う投資有価証券売却益1,637,461千円、第4四半期において事務所移転に伴う支度金209,478千円を計上いたしました。また、特別損失については、第2四半期において希望退職の募集の実施に伴う特別退職金41,483千円及び『EA SPORTS FC™ TACTICAL』におけるソフトウェア資産の減損損失4,426,697千円、第4四半期において複数本のカジュアルゲームに係るソフトウェア資産の減損損失81,400千円を計上いたしました。

以上のことから、親会社株主に帰属する当期純損失は4,176,818千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,782,986千円）となりました。

② セグメント別の業績は、次のとおりです。

ゲーム事業

|         |             |
|---------|-------------|
| 売上高     | 6,365,540千円 |
| セグメント利益 | 836,233千円   |

その他

|         |           |
|---------|-----------|
| 売上高     | 490,736千円 |
| セグメント利益 | △5,692千円  |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は675,450千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等492,426千円であります。

- ① 当連結会計年度に完成した主要設備  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の行使、並びに第三者割当による新株式及び第23回新株予約権の発行により、4,783,686千円の資金調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年7月1日に、株式会社グローバルギアの全保有株式を売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別           | 第23期<br>2022年12月期 | 第24期<br>2023年12月期 | 第25期<br>2024年12月期 | 第26期<br>(当連結会計年度)<br>2025年12月期 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)           | 16,880,927        | 10,717,075        | 8,306,355         | 6,856,276                      |
| 営 業 利 益(千円)         | △598,112          | △1,218,681        | △1,342,143        | △1,304,256                     |
| 経 常 利 益(千円)         | △73,471           | △852,680          | △1,280,364        | △1,421,088                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | △541,922          | △1,819,661        | △2,782,986        | △4,176,818                     |
| 1株当たり当期純利益(円)       | △13.97            | △44.98            | △62.91            | △73.53                         |
| 総 資 産(千円)           | 20,859,788        | 17,754,928        | 15,784,187        | 13,273,301                     |
| 純 資 産(千円)           | 13,153,557        | 11,709,295        | 10,371,505        | 10,304,136                     |
| 1株当たり純資産額(円)        | 324.42            | 282.21            | 216.46            | 133.89                         |

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

3. 当連結会計年度の期首より、会計方針を一部変更しております。詳細は、「連結注記表 会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別     | 第23期<br>2022年12月期 | 第24期<br>2023年12月期 | 第25期<br>2024年12月期 | 第26期<br>(当事業年度)<br>2025年12月期 |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 16,426,085        | 10,028,752        | 7,571,677         | 6,332,917                    |
| 営 業 利 益(千円)   | △696,686          | △1,400,767        | △1,556,135        | △1,147,629                   |
| 経 常 利 益(千円)   | △388,025          | △853,432          | △1,187,844        | △1,299,579                   |
| 当 期 純 利 益(千円) | △774,160          | △1,693,264        | △2,586,980        | △4,535,543                   |
| 1株当たり当期純利益(円) | △19.96            | △41.86            | △58.48            | △79.85                       |
| 総 資 産(千円)     | 20,413,824        | 17,543,749        | 16,368,268        | 13,432,070                   |
| 純 資 産(千円)     | 12,850,048        | 11,358,136        | 10,569,759        | 10,201,240                   |
| 1株当たり純資産額(円)  | 317.01            | 280.19            | 220.61            | 132.54                       |

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

3. 当事業年度の期首より、会計方針を一部変更しております。詳細は、「個別注記表 会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。

## (9) 対処すべき課題

当社グループが現時点で認識している課題は、以下のとおりです。

### ① ヒット率の向上

当社グループの企業価値向上のためには、今後リリースする新作タイトルのヒット率を上げ、収益を拡大させることが重要であると認識しています。

そのため、まずはグローバルで人気のあるIPを用いたゲームをグローバルに展開することで、より多くのユーザーを獲得することを前提とし、戦略的に大型IPのプロジェクトに取り組んでおります。

また、開発ジャンルを当社が得意なアクションRPG及びスポーツシミュレーションに絞り、これまでの開発及び運営を通じて蓄積した知見を用いてゲームを開発することで、ヒット率の向上を図っております。

さらに、ゲームの開発過程においては、早い段階からのゲームレビューを繰り返し実施することでクオリティの向上に努めるほか、ヒットの可能性が低いと判断したゲームは開発を中止し、ヒットの可能性が高いタイトルへ開発リソースを集中させるなど、経営判断を迅速かつ柔軟に行うことで、更なるヒット率の向上を目指します。

### ② 1タイトル当たりの収益の最大化

新作タイトルの開発期間が長期化しているため、企業が継続して成長していくためには、既存タイトルの減衰を小幅に留め、長期的な運用を実現することが不可欠です。

ユーザーに継続して長きに渡って楽しんでいただくために、ゲームのアップデートなど新しい価値を提供し、減衰率の低減を目指していきます。

また、1タイトル当たりの売上をより一層拡大させていくためには、海外での収益獲得も重要な課題の一つであると認識していることから、主要な欧米や中華圏に加え、成長著しい国や地域にも積極的に事業展開していきます。

### ③ 開発のマネジメント

業界全体の傾向として、年々高まるゲームの品質に合わせ、開発期間の長期化及び開発体制の大規模化が大きな課題となっております。あわせて、近年はパイプラインの増強を図るべく、パートナー企業との共同事業も増加していることから、新規開発の管理はより一層難しさを増しています。

計画通りにリリースするために、開発マイルストーンの緻密化や、横断組織などの第三者が課題や問題を検知するなど、随時開発プロセスの改善を図っていきます。

一方で、計画を優先するために品質が低い状態でリリースすることは、ヒット

率を著しく下げってしまう要因となります。当社グループの基本方針としては、計画通りリリースできるよう最大限の努力を払いつつも、市場競争力のある品質が担保できていない場合は、リリース計画を変更し、品質向上を優先します。

#### ④ コストコントロール

開発期間の長期化及び開発体制の大規模化に伴い、総開発コストが高騰傾向にある中、売上のボラティリティが高いゲーム事業を運営しながらも安定的に利益を創出するためには、コストコントロールが重要と考えています。

内部開発におきましては、外部発注や業務委託を多用して外製比率を高めることでコストを変動費化し、売上のボラティリティへの対応力を高めるほか、費用の大きな割合を占める広告宣伝におきましても、精緻にKPI分析及び広告の効果測定を行うことで費用対効果を高めていきます。

さらに、開発タイトルの一部をパートナー企業と共同事業とすることで、開発費用を分担しリスク分散を図っていきます。

#### ⑤ 新技術の活用

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、技術革新が絶え間なく行われています。当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、こうした様々な新技術をゲーム開発に活かすべく、研究開発していく必要があると認識しています。そのため、ゲームタイトル毎に編成されるプロジェクトチームとは別に研究開発及び共通基盤開発の各部署を設け、研究開発を進めていきます。

#### ⑥ サービスの健全性向上とユーザーの安全性確保

業界全体が一体となりユーザーが安全かつ安心して利用できる環境を提供し続けていくことが、業界に対する信頼性の向上、ひいては業界全体の発展に寄与するものと認識しています。関係機関や同業他社等と適時適切に連携し、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるよう努めていきます。

#### ⑦ 新規事業の確立

当社グループの主力であるモバイルオンラインゲーム事業は、1タイトル当たりの開発費の高騰や競争激化により、事業リスクが年々増加傾向にあります。

当社は当該事業に収益の大半を依存する事業構造になっておりますが、企業の持続的な成長及び安定的な収益基盤の確立のためには、新規事業における一定以上の収益を確保し、収益のボラティリティを抑制することが重要であると認識していることから、新たな事業の早期確立に積極的に取り組んでいきます。

#### ⑧ 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のために、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用することはもちろん、当社グループのミッション、ビジョンを体現し、将来的に企業を牽引していく人材を育成すべく、採用活動、教育研修、人事制度改革などに継続して取り組んでいきます。

#### ⑨ コーポレートガバナンスの強化

当社グループが持続的な成長を維持し、長期にわたって事業継続していくためには、ステークホルダーとの信頼と期待に応えるべく、経営の健全性・透明性のある体制を確保することが重要な課題であると認識しております。その実現のため、内部管理体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化・充実に努めていきます。

#### ⑩ 財務基盤の強化

当社グループが展開する事業のうち、グローバル展開を基本とし、かつ有名なIPを活用する大型のゲームタイトルの新規開発及び運営においては、多額の資金を必要とします。

しかしながら、当社グループは、営業赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後、新作タイトルがリリースされなかった場合や新作の大型タイトルをリリースした後においても十分な売上が獲得できない場合には、営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続する可能性があります。

当社はこれまで、そのような場合に備え、手元流動性確保のため、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、金融機関との良好な取引関係を維持し、資金調達を継続的に行うことで資金を確保してまいりました。加えて今後は、新たな財務戦略の一つとして、短期的に使用する予定のない資金をインフレ耐性が高いとされるビットコイン及びゴールドの購入に充てることで、資産成長を図り、財務基盤の更なる強化につなげてまいります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社等の名称         | 資本金又は<br>出資金 | 議決権等の<br>所有割合 (%) | 事業の内容               |
|----------------|--------------|-------------------|---------------------|
| 可来软件开发（上海）有限公司 | 1,400千SGD    | 100%              | モバイルオンラインゲームの企画及び開発 |

(注) 当連結会計年度において、株式会社グローバルギアの全保有株式を売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

| 区 分   | 主要な業務の内容                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| ゲーム事業 | スマートフォン向けアプリを中心としたモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営                   |
| その他   | ゲーム制作等の受託、アニメ出資、GPUサーバーの販売とその運用保守、AIタレントの開発、AIタレントプロダクション |

## (12) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

### ① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| 本社  | 東京都港区 |

### ② 子会社等

| 名 称            | 所 在 地      |
|----------------|------------|
| 可来软件开发（上海）有限公司 | 中華人民共和国上海市 |

### (13) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減数 |
|------|---------|
| 322名 | 137名減   |

- (注) 1. 使用人数には契約社員及びアルバイト12名は含まれておりません。  
2. 前期末比増減数は、前期末の就業人員数と比較したものであります。

#### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|---------|------|--------|
| 294名 | 107名減   | 39歳  | 9年     |

- (注) 1. 使用人数には契約社員及びアルバイト12名は含まれておりません。  
2. 前期末比増減数は、前期末の就業人員数と比較したものであります。

### (14) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 116,682千円 |
|------------|-----------|

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 93,618,000株
- (2) 発行済株式の総数 76,832,200株
- (3) 株主数 26,843名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 9,766,700株 | 12.81%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,207,000株 | 5.52%   |
| 楽天証券株式会社共有口             | 3,506,900株 | 4.60%   |
| 株式会社シックスセンスホールディングス     | 2,000,000株 | 2.62%   |
| 青柳 和洋                   | 1,782,000株 | 2.33%   |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社   | 1,503,372株 | 1.97%   |
| 川端 篤                    | 1,400,000株 | 1.83%   |
| 株式会社SBI証券               | 1,347,077株 | 1.76%   |
| 株式会社Sun Asterisk        | 1,000,000株 | 1.31%   |
| 福良 伴昭                   | 960,000株   | 1.25%   |

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。
2. 持株比率は、自己株式（641,617株）を控除して計算しております。
3. 持株比率の小数点第3位以下は切り捨てております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が14,579,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ955,487,895円増加しております。

また、2025年12月23日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数13,750,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,438,125,000円増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2025年12月31日現在)

- ・新株予約権等の総数 50個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,000株
- ・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

| 区分                           | 回次   | 払込金額<br>行使価額<br>(注) 1. | 行使期間                      | 行使の条件  | 株数     | 保有者数 |
|------------------------------|------|------------------------|---------------------------|--------|--------|------|
| 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 第12回 | 537円<br>671円           | 2014年4月26日<br>～2026年4月25日 | (注) 2. | 5,000株 | 1名   |

(注) 1. 上記の払込金額は1個当たりの金額であり、行使価額は1株当たりの金額であります。なお、第12回新株予約権の1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

2. (1) 新株予約権者は、2014年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次の①に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次の②に掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 2014年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合
- ② 新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを2015年4月26日から2026年4月25日までの期間に行使ことができ、2016年4月26日から2026年4月25日までの期間に全てを行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。
  - ① 新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - ③ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ④ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ⑥ 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ⑦ 新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - ⑧ 新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (5) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況  
 2025年7月11日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（第22回新株予約権）

|                             |                                                                   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個） ※                | 4,980個(新株予約権1個につき100株)                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※ | 当社普通株式498,000株(注)1.                                               |
| 新株予約権の払込金額（円） ※             | 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。                                        |
| 新株予約権の行使期間 ※                | 2027年7月29日から2035年7月27日とする。                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 ※    | 新株予約権1個当たり 12,400円<br>(1株当たり124円)(注)2.                            |
| 新株予約権の行使の条件 ※               | (注)3.                                                             |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※            | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。                      |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い ※        | (注)4.                                                             |
| 使用人への交付状況 ※                 | 【当社使用人】<br>新株予約権の数 4,980個<br>目的となる株式数 普通株式 498,000株<br>交付対象者数 92名 |

※新株予約権の条件決定時（2025年8月12日）における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金124円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 別途締結される契約書等に記載される行使条件を満たさない場合には、新株予約権の行使を行うことはできない。

### 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
以下6. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

### 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計

算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得する。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年1月8日開催の取締役会及び2025年1月10日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（第20回新株予約権）

|                                          |                                                                                                                          |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個） ※                             | 118,900個(新株予約権1個につき100株)(注)2.                                                                                            |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※                   | —                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※              | (注)2. 3. 4.                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※                      | (注)5.                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使期間 ※                             | 2025年1月31日から2027年2月1日までとする。                                                                                              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | (注)7.                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使の条件 ※                            | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                       |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                         | (会社法第236条第1項第6号における)該当事項はありません。ただし、当社が割当先と締結した買取契約において、本新株予約権の譲渡について、割当先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意しております。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※               | 該当事項はありません。                                                                                                              |

※新株予約権の条件決定時（2025年1月10日）における内容を記載しております。

※当新株予約権については、2025年6月18日付で全て権利行使されております。

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式（以下3.参照。）11,890,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下4.（1）参照。）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（以下5.（2）において定義する。）が修正されても変化しない（ただし、以下4.に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の基準  
 以下5. (3)②を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。ただし、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。))又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。  
 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。  
 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(ただし、最初に当該通知を受領した日を除く。)をいう。
- (3) 行使価額の修正頻度  
 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。
- (4) 行使価額の下限  
 行使価額は84円(ただし、以下5. (4)の規定に準じて調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本2. (2)に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
- (5) 割当株式数の上限  
 11,890,000株(2024年10月31日現在の当社発行済普通株式総数48,242,300株に対する割合は、24.65%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。ただし、以下4.に記載のとおり、調整される場合がある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本2. (4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)  
 1,024,918,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 当社の請求による本新株予約権の取得  
 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、以下12.参照。)
3. 新株予約権の目的となる株式の種類  
 当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式  
 単元株式数 100株
4. 新株予約権の目的となる株式の数  
 (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式11,890,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。ただし、以下(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
- (3) 当社が以下5. (4)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る以下5. (4)②、③及び⑥による行使価額の調整に適用し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かか

る調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、以下5. (4)②(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初154円(以下「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は以下(3)に定める修正及び以下(4)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の修正
  - ① 以下②を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。
  - ② 行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。上記①に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
- (4) 行使価額の調整
  - ① 当社は、本新株予約権の発行後、以下②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

- ② 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (a) 以下⑤(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)  
調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
  - (c) 以下⑤(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下⑤(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに以下⑤(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記(c)による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- (e) 上記(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(a)乃至(c)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

- この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- ③ (a) 当社は、本新株予約権の発行後、以下(b)に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

- (b) 「1株当たりの配当」とは、上記の表の「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (c) 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目を降これを適用する。
- ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑤ (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、上記②(e)の場合は基準日)又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (c) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(b)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- ⑥ 上記②及び③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を

行う。

- (a) 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑦ 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。))は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。))並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記②(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,857,218,000円

全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、上記5.(3)及び(4)により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権行使期間(上記の表の「新株予約権の行使期間」に定義する。)内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記4.記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結する取決めの内容

当社は割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、本買取契約の規定により、当社が不行使期間の指定を行うことができますので、当社の裁量により、新株予約権割当予定先に対して一定数量の範囲での行使を行わせないようにすることが可能となります。本新株予約権について、本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を合計8回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間を通知することにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。なお、当社が割当予定先に通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。ただし、不行使期間は、本株価が残存している期間、又は上記③の取得条項に基づく本新株予約権の取得に係る通知がなされた後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します。なお、当社は、割当予定先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。当社が割当予定先に対して不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

また、当社と割当先は、本新株予約権について、東京証券取引所定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数(第19回新株予約権が残存している場合には、第19回新株予約権の行使により取得される株式数も合算されます。))が、本新株予約権の払込日(ただし、第19回新株予約権が残存する場合は、第19回新株予約権の払込日)時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう

- 措置を講じております。
9. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する取決めの内容  
該当事項はありません。
  10. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容  
第19回新株予約権の発行時に、割当先は、当社代表取締役社長の森田英克氏より当社普通株式について借株(貸借株数上限：120,000株)を行っており、本新株予約権の発行に伴って当該借株の貸借期間について本新株予約権の行使期間に応じた変更を行っております。また、本新株予約権の発行に伴い、割当先は、当社取締役会長の真田哲弥氏より当社普通株式について借株(貸借株数上限：490,300株)を行っております。割当先は、割当先が本新株予約権及び残存する第19回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
  11. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
  12. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
    - (1) 当社が発行した社債を本新株予約権者又はその関連会社が保有する期間を除き、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項(以下「本新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
    - (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
    - (3) 当社は、新株予約権行使期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

### 2025年7月11日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権(第21回新株予約権)

|                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数(個) ※                | 30,000個(新株予約権1個につき100株)     |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※      | —                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 当社普通株式3,000,000株(注)1.       |
| 新株予約権の払込金額(円) ※             | 新株予約権1個当たり 100円             |
| 新株予約権の行使期間 ※                | 2027年4月1日から2035年8月11日までとする。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 ※    | (注)2.                       |
| 新株予約権の行使の条件 ※               | (注)3.                       |

|                                                |                             |                                                                 |
|------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                               |                             | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ※ |                             | (注) 4.                                                          |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い ※                           |                             | (注) 5.                                                          |
| 割当先                                            | 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員 | 新株予約権の数 30,000個<br>目的となる株式数 普通株式 3,000,000株<br>割当者数 取締役4名、従業員5名 |

※新株予約権の条件決定時（2025年8月12日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金121円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、次の①及び②のいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

① 2026年12月期から2030年12月期までのいずれかの期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が1,000百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高の判定において

は、当社の有価証券報告書におけるセグメント情報に記載された「その他」の売上高の額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 2025年8月13日から2035年8月11日までの間に、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が一度でも100億円を超過した場合  
時価総額＝当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値（複数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額）×当社発行済株式数（自己株式を除く）
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下6. に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
以下6. に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権の取得に関する事項
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株

式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

### 2025年12月5日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（第23回新株予約権）

|                                        |                                                                                                                             |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個） ※                           | 107,500個(新株予約権1個につき100株)                                                                                                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※                 | －                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※            | (注)1.                                                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額(円) ※                        | 313円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.13円)                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間 ※                           | 2025年12月24日から2027年12月23日までとする。                                                                                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 ※               | (注)2.                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使の条件 ※                          | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                          |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                       | (会社法第236条第1項第6号における)該当事項はありません。ただし、当社が割当先と締結した本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、割当予定先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意しております。 |
| 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 ※ | (注)3.                                                                                                                       |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い ※                   | 該当事項はありません。                                                                                                                 |

※新株予約権の発行時（2025年12月5日）における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,750,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、以下第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
- (3) 当社が以下4.の規定に従って行使価額（以下2.（2）に定義する。）の調整を行う場合（ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、以下4.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る以下4. (2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、以下4. (2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初207円とする。ただし、行使価格は以下4. の規定に従って調整されるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、以下(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \right) \times \frac{1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 以下(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 以下(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。ただし、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合、及び2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するも

のとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに以下(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、上記(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。  
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2025年12月5日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（第24回新株予約権）

|                                |                                                                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個） ※                   | 20,000個(新株予約権1個につき100株)                                                                      |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※         | —                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※    | (注)1.                                                                                        |
| 新株予約権の払込金額(円) ※                | 新株予約権1個当たり 9円                                                                                |
| 新株予約権の行使期間 ※                   | 2027年4月1日から2035年12月25日までとする。                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 ※ | (注)2.                                                                                        |
| 新株予約権の行使の条件 ※                  | (注)3.                                                                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※               | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。                                                 |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ※         | (注)4.                                                                                        |
| 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い ※           | (注)5.                                                                                        |
| 割当先                            | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員<br>新株予約権の数 20,000個<br>目的となる株式数 普通株式 2,000,000個<br>割当者数 取締役4名、従業員5名 |

※新株予約権の発行時(2025年12月5日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金265円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合、並びに2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、次の①及び②のいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

① 2026年12月期から2030年12月期までのいずれかの期において、(1)当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「営業利益」が正数となった場合で、かつ(2)同報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が1,000百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高は、当社の有価証券報告書に記載された当社連結売上高から、同報告書におけるセグメント情報に記載された「ゲーム事業」の売上高の額を控除した額とする。

② 2025年12月27日から2035年12月25日までの間に、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が一度でも200億円を超過した場合  
 時価総額＝当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値（複数数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額）×当社発行済株式数（自己株式を除く）

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

- を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4. に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
以下6. に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社 取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

| 氏名      | 地位及び担当             | 重要な兼職の状況                                                                                             |
|---------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 真田 哲 弥  | 代表取締役社長(CEO)       | ㈱BLOCKSMITH&Co. 代表取締役社長                                                                              |
| 五十嵐 洋 介 | 取締役                | 可来软件开发（上海）有限公司 董事長                                                                                   |
| 高田 和 幸  | 取締役(CFO)<br>経営管理部長 | —                                                                                                    |
| 中根 良 樹  | 取締役                | —                                                                                                    |
| 井上 昌 治  | 取締役（監査等委員）         | 弁護士 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル所属<br>ペイクラウドホールディングス㈱ 社外取締役(監査等委員)<br>スペースシャワーSKIYAKIホールディングス㈱ 社外取締役(監査等委員)     |
| 松本 浩 介  | 取締役（監査等委員）         | ピクスタ㈱ 社外取締役(監査等委員)<br>㈱スタジオアタオ 社外取締役(監査等委員)<br>㈱サイバー・バズ 社外取締役(監査等委員)<br>㈱キッズライン 社外取締役<br>㈱ジグザグ 社外取締役 |
| 吉川 友 貞  | 取締役（監査等委員）         | ㈱エスユーエス 取締役副社長<br>プライムロード㈱ 代表取締役社長<br>NSグループ㈱ 社外取締役(監査等委員)<br>㈱テー・オー・ダブリュー 社外取締役(監査等委員)              |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、常勤の内部監査担当者を配置しており、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、取締役（監査等委員を除く）へのヒアリングを適宜行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 重要な兼職の状況について
- (1) 取締役高田和幸氏は、当社連結子会社であった株式会社グローバルギアの取締役を兼職しておりましたが、2025年7月1日付で同社の全保有株式を株式会社Sun Asteriskに譲渡したことに伴い、同氏は同社の取締役を退任しております。
- (2) 取締役五十嵐洋介氏は、2025年7月1日付で当社連結子会社である可来软件开发（上海）有限公司の董事長に就任いたしました。
- (3) 取締役吉川友貞氏は、2025年10月10日付でNSグループ㈱(社外取締役(監査等委員))に就任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、法令の規定する額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

#### ① 被保険者の範囲

当社及び子会社の役員、管理職従業員、役員と共同被告となった従業員、雇用に関連する不当な行為により損害賠償請求を受けた従業員、これらの法定代理人等、配偶者等及び相続人等であります。

#### ② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因した損害賠償請求がなされた場合に、当社又は被保険者が負担することとなる損害賠償金、防御費用、調査対応費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為（不作為を含む）又は法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する又は関連する損害賠償請求又は調査に係る損害等については填補の対象外としております。なお、保険料は全て当社が負担しております。

### (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

##### イ. 決定方針の決定の方法

決定方針は、指名報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会の決議により決定することとしております。なお、現在の決定方針は、当該方法に従い、2021年2月19日に制定、2022年2月18日、2024年3月28日に改訂しております。

##### ロ. 決定方針の内容の概要

当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上を目的として、各取締役の職責及び貢献に見合った報酬体系としております。

具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、基本となる固定報酬（業績連動報酬でない金銭報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）により構成され、監査等委員である取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から、業績に関わらず一定となる固定報酬（業績連動報酬でない金

銭報酬)としております。

監査等委員でない取締役の固定報酬の総額は、2016年3月26日開催の株主総会決議に基づき、年額500,000千円以内(うち、社外取締役の報酬額は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給分とは含みません。)とされており、監査等委員でない取締役の譲渡制限付株式報酬の総額は、2018年3月25日開催の株主総会決議に基づき、年額500,000千円以内とされており。

なお、監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定においては、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬のいずれも、社外取締役全員が構成員となる指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定することとしております。

A. 取締役の個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の固定報酬については、事業年度ごとに、会社業績、職責、貢献内容等を総合的に考慮して適切な額として定めることを方針としております。

監査等委員である取締役の固定報酬については、その職務の独立性という観点から、業績に関わらず一定となるものとし、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議のうえ決定することとしております。

B. 譲渡制限付株式報酬の内容、報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の譲渡制限付株式報酬については、2018年3月25日開催の株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬の金額(年額500,000千円以内)及び株式数(年168,000株以内)の枠内で、会社業績にあたる影響並びに各取締役の職責及び貢献内容を総合的に考慮し、当該譲渡制限付株式が有する持続的な企業価値向上のためのインセンティブとして適切と考えられる株数の譲渡制限付株式を付与することを方針としております。2018年3月25日開催の株主総会でご承認をいただいた譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、以下のとおりです。

取締役会において、各取締役に対して以下の譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権の支給を決定し、割り当てる。

払込金額：

1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普

通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定する。

譲渡制限：

譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から取締役会が定める地位を退任又は退職するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分はできない。

譲渡制限の解除：

対象取締役が取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）に継続して取締役会が定める地位にあったことを条件に、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間中に当社が正当と認める理由以外の理由により退任又は退職した場合等の一定の事由に該当した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

組織再編等における取扱い：

上記にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合は、取締役会の決議により、必要に応じて合理的な調整を行う。

その他の事項：

譲渡制限付株式に関するその他の事項は、取締役会で決定する。

C. 報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の報酬における種類毎の構成割合は、全ての当該取締役において、固定報酬と譲渡制限付株式報酬それぞれのインセンティブとしての性質に応じて適切と考えられる割合を目標として、事業年度ごとに上記A. 及びB. の方針に従い決定することを方針としております。

また監査等委員である取締役の報酬は、全ての当該取締役において、その職務の性質から、固定報酬としております。

#### D. 報酬等の支払時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は在任中に支給することとし、退職時の支給は行わないことを方針としております。

また、譲渡制限付株式報酬については、その性質上、各取締役に対して割当時にその総数が割り当てられ、退職時又は譲渡制限期間満了時に譲渡制限が解除されることとなります。

#### ハ. 当事業年度における監査等委員でない取締役の個別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度における各取締役の個人別の報酬等の内容について、会社業績、職責、貢献内容等を総合的に考慮し、指名報酬委員会への諮問のうえでその答申を勘案して適切な額であることを確認したため、当該方針に沿うものと判断いたしました。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額については、年額500,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとし、またそのうち社外取締役の報酬額は50,000千円以内とします）、監査等委員である取締役の報酬等の額については、年額50,000千円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点における、監査等委員でない取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

また、この限度額とは別枠で、2018年3月25日開催の第18回定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます）に対し特定譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の限度額として、年額500,000千円以内（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年168,000株以内）と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点における、監査等委員でない取締役の員数は4名であります。

### ③ 取締役の報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |        |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------|---------------|-----------------------|
|                            |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬 | 非金銭報酬         |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 106,357<br>(-)     | 71,151<br>(-)      | -      | 35,206<br>(-) | 5<br>(-)              |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 15,120<br>(15,120) | 15,120<br>(15,120) | -      | -             | 3<br>(3)              |
| 合 計                        | 121,477            | 86,271             | -      | 35,206        | 8                     |

- (注) 1. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。なお当該株式報酬の内容は、上記①ロ、B.に記載のとおりです。
2. 上記の取締役(監査等委員を除く)の支給人員には、2025年3月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

### (6) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。

取締役(監査等委員)井上昌治氏は、弁護士、ペイクラウドホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)及びスペースシャワーSKIYAKIホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当該法人等と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役(監査等委員)松本浩介氏は、ピクスタ(株)社外取締役(監査等委員)、(株)スタジオアタオ社外取締役(監査等委員)、(株)サイバー・バズ社外取締役(監査等委員)、(株)キッズライン社外取締役及び(株)ジグザグ社外取締役を兼務しております。なお、当該法人等と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役(監査等委員)吉川友貞氏は、(株)エスユーエス取締役副社長及びプライムロード(株)代表取締役社長、NSグループ(株)社外取締役(監査等委員)、(株)テー・オー・ダブリュー社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当該法人等と当社との間には、特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 活動状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                             |
|----------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 井上昌治 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会17回全てに出席しております。<br>弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 松本浩介 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会17回全てに出席しております。<br>IT企業の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。                      |
| 取締役<br>(監査等委員) | 吉川友貞 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会17回全てに出席しております。<br>IT企業及び製薬企業の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。                |

(注) 上記の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数を含めておりません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬 | 46,800千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項以外の業務の報酬             | －千円      |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  | 46,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の合計金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、当社は、2005年5月17日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、2006年9月17日、2007年8月19日、2010年8月31日、2015年6月24日及び2016年3月26日開催の取締役会においてその一部を改定いたしました。内部統制システムの基本方針は次のとおりです。

#### ① 当社取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育及び啓発を行い、その執行を徹底及び監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。

ロ. 内部通報規程その他の社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報及び相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。

ハ. 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

ニ. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

#### ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会及び経営会議等の重要会議体（以下、「重要会議体等」という。）の議事録等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む）によって適正に作成、保存及び管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

ロ. 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、

信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備、見直しを行う。

ハ、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。

ニ、内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令又は定款の違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

ホ、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

④ 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督を行う。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。

ロ、取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。

ハ、業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続の詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規則に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。

イ、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

子会社における重要事項については、関係会社管理規程に基づき、予め

当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ、当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

ロ、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

ハ、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑦ イ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該取締役及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

1) 監査等委員会が必要とした場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとする。また、当該使用人の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有

するものとし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ、取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人は、法令若しくは定款の違反行為、不正行為、その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人に対して報告を求めることができる。

2) 内部監査及び内部通報制度の運用状況及び結果に関しては、内部監査担当部門は、監査等委員会に対して報告を行う。

ハ、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査等委員会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。

2) 当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ニ、前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

ホ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- へ、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当部門、子会社の監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
  - 2) 監査等委員は、重要会議等に出席し意見を述べるができるとともに、その議事録を閲覧、謄写することができる。
  - 3) 取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見及び情報の交換を行える体制とする。

## (2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、内部通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ② 取締役の職務執行について

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行い、重要な業務執行の一部を委任した監査等委員でない取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

### ③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取り組み状況をチェックしております。

④ 監査等委員会について

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し監査等委員会を定期的に開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

**7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針**

剰余金の配当に関しましては、内部留保とのバランスを保ちながら、安定性の高い収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、定款第35条に基づき、会社法第459条第1項各号の剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開や企業体質の一層の強化等のため、実施いたしません。

今後の利益還元につきましては、当社経営環境等を勘案したうえで実施を検討してまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,138,888	流動負債	2,862,479
現金及び預金	5,214,034	買掛金	673,620
売掛金	1,151,572	1年内返済予定の長期借入金	225,596
前払費用	1,010,849	未払法人税等	74,768
未収還付法人税等	3,246	前受金	1,443,492
その他	760,005	賞与引当金	82,246
貸倒引当金	△819	その他	362,755
固定資産	5,134,412	固定負債	106,686
有形固定資産	219,650	その他	106,686
建物	164,229		
その他	55,420	負債合計	2,969,165
無形固定資産	3,167,588	(純資産の部)	
ソフトウェア	12,551	株主資本	10,625,928
ソフトウェア仮勘定	3,150,877	資本金	8,613,967
その他	4,158	資本剰余金	8,368,516
投資その他の資産	1,747,174	利益剰余金	△5,959,157
投資有価証券	246,185	自己株式	△397,397
出資金	809,715	その他の包括利益累計額	△424,496
繰延税金資産	399,110	その他有価証券評価差額金	33,203
その他	421,193	為替換算調整勘定	△457,700
貸倒引当金	△129,030	新株予約権	102,704
		純資産合計	10,304,136
資産合計	13,273,301	負債・純資産合計	13,273,301

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,856,276
売上原価		6,025,736
売上総利益		830,540
販売費及び一般管理費		2,134,796
営業損失		1,304,256
営業外収益		
受取利息	9,085	
受取配当金	37,752	
為替差益	12,103	
その他	23,826	82,767
営業外費用		
支払利息	32,961	
支払手数料	80,653	
投資事業組合運用損	69,147	
その他	16,836	199,598
経常損失		1,421,088
特別利益		
投資有価証券売却益	1,637,461	
事務所移転に伴う支度金	209,478	
その他	75,982	1,922,923
特別損失		
減損損失	4,508,098	
その他	44,318	4,552,416
税金等調整前当期純損失		4,050,581
法人税、住民税及び事業税	126,236	126,236
当期純損失		4,176,818
親会社株主に帰属する当期純損失		4,176,818

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,220,354	5,974,903	△1,782,339	△397,395	10,015,523
当期変動額					
新株の発行	2,393,612	2,393,612			4,787,225
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△4,176,818		△4,176,818
自己株式の取得				△1	△1
連結範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,393,612	2,393,612	△4,176,818	△1	610,405
当期末残高	8,613,967	8,368,516	△5,959,157	△397,397	10,625,928

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	744,674	△400,125	344,548	11,432	10,371,505
当期変動額					
新株の発行					4,787,225
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)					△4,176,818
自己株式の取得					△1
連結範囲の変動					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△711,470	△57,574	△769,045	91,271	△677,773
当期変動額合計	△711,470	△57,574	△769,045	91,271	△67,368
当期末残高	33,203	△457,700	△424,496	102,704	10,304,136

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

可来软件开发（上海）有限公司（KLab China）

当連結会計年度において、株式会社グローバルギアの全保有株式を売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数

1社

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社BLOCKSMITH&Co.

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

株式会社ANOBKA

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーからの課金による収入

当社グループは主に、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対してゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて、購入後のユーザーのアイテム利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② その他の収入（アプリ内広告、ライセンス供与等）

当社グループのその他の収入には、アプリ内広告、ライセンス供与等による収入などが含まれております。アプリ内広告による収入については、顧客への履行義務はユーザーが広告を視聴した際に充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。また、ライセンスを供与する取引について、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産等を使用する権利である場合には、一時点において収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の期間で均等償却を行っております。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更は、遡及適用されております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	399,110千円
--------	-----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異等に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、主に既存タイトルの売上高の減衰率並びに新規タイトルのリリース時期、新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額であります。

将来の課税所得について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	12,551千円
ソフトウェア仮勘定	3,150,877千円
減損損失	4,508,098千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループのソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費のうち、将来の収益獲得が確実と認められるものを資産計上しており、減損の兆候が識別された場合には、当該タイトルから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

タイトルごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、主に既存タイトルの売上高の減衰率並びに新規タイトルのリリース時期、新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額であります。

割引前将来キャッシュ・フローについて、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,797千円
工具、器具及び備品	597,816千円
合計	600,614千円

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券

関係会社株式	13,000千円
その他の関係会社有価証券	10,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	48,502,300	28,329,900	—	76,832,200
自己株式				
普通株式(注)2.	641,605	12	—	641,617

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増減事由は、以下のとおりであります。

株式発行に伴う増加	13,750,000株
新株予約権の行使に伴う増加	14,579,900株

2. 普通株式の自己株式の増減事由は、以下のとおりであります。

単元未満株主からの買取請求に基づく取得	12株
---------------------	-----

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当 社	ストックオプションとしての第12回新株予約権	—	—	—	—	—	389
	第19回新株予約権	普通株式	2,689,900	—	2,689,900	—	—
	第20回新株予約権	普通株式	—	11,890,000	11,890,000	—	—
	ストックオプションとしての第21回新株予約権	—	—	—	—	—	39,000
	ストックオプションとしての第22回新株予約権	—	—	—	—	—	5,602
	第23回新株予約権	普通株式	—	10,750,000	—	10,750,000	33,647
	ストックオプションとしての第24回新株予約権	—	—	—	—	—	24,065
合計			2,689,900	22,640,000	14,579,900	10,750,000	102,704

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 当連結会計年度における増加は発行、減少は権利の行使及び失効によるものであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入及び増資等の最適な方法により調達しております。資金運用については短期的な預金、比較的安全性の高い金融資産等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に資金運用を目的として保有している債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての金銭債権は、為替変動のリスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上関連性のある企業の株式であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）については、主に運転資金に係る調達であり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引先相手ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

外貨建ての金銭債権については、外国為替の市場動向を随時チェックし、市場リスクの低減に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、資金運用を目的として保有している債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち67%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及

びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払法人税等については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	73,185	73,185	—
資産計	73,185	73,185	—
長期借入金			
(1年以内に返済予定を含む)	242,282	242,282	—
負債計	242,282	242,282	—

(*) 市場価格のない株式等は、その他有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年12月31日
(1) 非上場株式	150,000
(2) 関係会社株式	13,000
(3) その他の関係会社有価証券	10,000
(4) 出資金	809,715

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,214,034	—	—	—
売掛金	1,151,572	—	—	—
合計	6,365,607	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内	5年超
長期借入金	225,596	16,686	—	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	34,154	—	—	34,154
債券	—	—	—	—
その他	38,697	333	—	39,030
資産計	72,851	333	—	73,185

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	242,282	－	242,282
負債計	－	242,282	－	242,282

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

非上場の投資信託について、取引先金融機関が公表する基準価格を用いて評価しており、当該投資信託が含まれております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他(注)	合計
	ゲーム事業		
売上高			
ユーザーからの課金収益	4,907,098	－	4,907,098
その他	1,458,442	490,736	1,949,178
顧客との契約から生じる収益	6,365,540	490,736	6,856,276
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	6,365,540	490,736	6,856,276

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,220,550
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,151,572
前受金(期首残高)	1,772,205
前受金(期末残高)	1,443,492

前受金のうち、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨の中で、期末時点において履行義務を充足していない残高は、当連結会計年度期首において761,703千円、期末において804,718千円であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の前受金残高に含まれていたものの額は761,703千円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	133円89銭
1株当たり当期純損失	73円53銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 定留尚之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K L a b株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,003,106	流動負債	3,124,143
現金及び預金	5,134,768	買掛金	1,052,497
売掛金	1,147,176	1年内返済予定の長期借入金	225,596
前払金	348,359	未払金	144,561
前払費用	1,005,055	未払費用	12,345
その他	368,565	未払法人税等	74,768
貸倒引当金	△819	前受金	1,433,829
固定資産	5,428,963	預り金	98,295
有形固定資産	204,814	賞与引当金	82,246
建物	164,229	その他の	3
工具、器具及び備品	40,585	固定負債	106,686
無形固定資産	3,163,854	社債	90,000
ソフトウェア	12,304	長期借入金	16,686
ソフトウェア仮勘定	3,150,877	負債合計	3,230,829
その他	672	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,060,293	株主資本	10,065,332
投資有価証券	223,185	資本金	8,613,967
関係会社株式	319,875	資本剰余金	8,309,722
その他の関係会社有価証券	10,000	資本準備金	8,309,722
出資金	809,715	利益剰余金	△6,460,959
長期貸付金	1,413,360	その他利益剰余金	△6,460,959
繰延税金資産	409,560	繰越利益剰余金	△6,460,959
その他	416,987	自己株式	△397,397
貸倒引当金	△1,542,391	評価・換算差額等	33,203
資産合計	13,432,070	その他有価証券評価差額金	33,203
		新株予約権	102,704
		純資産合計	10,201,240
		負債・純資産合計	13,432,070

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,332,917
売 上 原 価		5,579,420
売 上 総 利 益		753,496
販売費及び一般管理費		1,901,125
営 業 損 失		1,147,629
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	45,906	
その他の	16,992	62,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,752	
支 払 手 数 料	80,653	
投資事業組合運用損	69,147	
その他の	34,294	214,848
経 常 損 失		1,299,579
特 別 利 益		
固定資産売却益	199	
投資有価証券売却益	1,637,461	
その他の	209,493	1,847,155
特 別 損 失		
減損損失	4,508,098	
固定資産売却損	862	
その他の	489,652	4,998,613
税引前当期純損失		4,451,037
法人税、住民税及び事業税	84,506	84,506
当 期 純 損 失		4,535,543

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	6,220,354	5,916,109	5,916,109	△1,925,415	△1,925,415
当期変動額					
新株の発行	2,393,612	2,393,612	2,393,612		
当期純損失(△)				△4,535,543	△4,535,543
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					
当期変動額合計	2,393,612	2,393,612	2,393,612	△4,535,543	△4,535,543
当期末残高	8,613,967	8,309,722	8,309,722	△6,460,959	△6,460,959

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△397,395	9,813,652	744,674	744,674	11,432	10,569,759
当期変動額						
新株の発行		4,787,225				4,787,225
当期純損失(△)		△4,535,543				△4,535,543
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			△711,470	△711,470	91,271	△620,198
当期変動額合計	△1	251,680	△711,470	△711,470	91,271	△368,518
当期末残高	△397,397	10,065,332	33,203	33,203	102,704	10,201,240

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込

額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーからの課金による収入

当社は主に、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対してゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて、購入後のユーザーのアイテム利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② その他の収入（アプリ内広告、ライセンス供与等）

当社のその他の収入には、アプリ内広告、ライセンス供与等による収入などが含まれております。アプリ内広告による収入については、顧客への履行義務はユーザーが広告を視聴した際に充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。また、ライセンスを供与する取引について、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産等を使用する権利である場合には、一時点において収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」及び「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産	409,560千円
--------	-----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)の内容と同一であります。

2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損

(1) 計算書類に計上した金額

ソフトウェア	12,304千円
--------	----------

ソフトウェア仮勘定	3,150,877千円
-----------	-------------

減損損失	4,508,098千円
------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,797千円
----	---------

工具、器具及び備品	535,793千円
-----------	-----------

合計	538,591千円
----	-----------

2. 関係会社に対する金銭債権債務

前払金	20,564千円
長期貸付金	1,413,360千円
買掛金	411,252千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	15,338千円
営業取引（支出分）	505,483千円
営業取引以外の取引（収入分）	10,982千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	641,605	12	-	641,617

(注) 普通株式の自己株式の増減事由は、以下のとおりであります。

単元未満株主からの買取請求に基づく取得 12株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金	3,340,772
その他	2,863,099
繰延税金資産小計	6,203,872
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,340,772
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,438,256
繰延税金資産合計	424,842

繰延税金負債	(単位：千円)
その他有価証券評価差額金	△15,282
繰延税金負債合計	△15,282
繰延税金資産の純額	409,560

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度については、税引前当期純損失のため注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	KLab Global Pte. Ltd.	シンガポール共和国	205千SGD	ゲームのパブリッシング	(所有) 直接 100	役員の兼任 資金の援助	-	-	長期貸付金(注)1.2.	1,413,360
子会社	可来软件开发(上海)有限公司(KLab China Inc.)	中華人民共和国	1,400千SGD	モバイルオンラインゲームの企画及び開発	(所有) 直接 100	役員の兼任 業務委託	業務委託	473,576	買掛金	410,840

(注) 1. 資金の貸付については、無利息にしております。

2. KLab Global Pte. Ltd. の貸付金に対する期末の貸倒引当金残高は1,413,360千円であります。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社シックスセンツホールディングス(注)	東京都江東区	50,000	資産管理	(被所有) 直接 2.62	-	株式の引受	444,000	-	-

(注) 当社役員真田哲弥が議決権の100%を直接保有しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表(収益認識に関する注記)の内容と同一であります。

一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 132円54銭

1 株当たり当期純損失 79円85銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 定留尚之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K L a b株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

K L a b株式会社 監査等委員会

社外取締役（監査等委員）	井上昌治 ㊞
社外取締役（監査等委員）	松本浩介 ㊞
社外取締役（監査等委員）	吉川友貞 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都港区六本木六丁目4番1号
六本木ヒルズハリウッドビューティープラザ5階
ハリウッド大学ホール
連絡先 03-5771-1100 (代表)



【交 通】 ●東京メトロ日比谷線 六本木駅
(コンコースにて直結) 会場まで徒歩約5分
●都営大江戸線 六本木駅
(3番出口) 会場まで徒歩約10分

※駐車場の用意はいたしておりません。
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産等のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。